

青海総合文化会館使用料

R2.4.1利用～

◆施設使用料

(単位:円)

利用場所		午前 (午前9時から 正午まで)		午後 (午後1時から 午後5時まで)		夜間 (午後6時から 午後10時まで)		全日 (午前9時から 午後10時まで)	
		基本使用料	冷房暖房料	基本使用料	冷房暖房料	基本使用料	冷房暖房料	基本使用料	冷房暖房料
大ホール	平日	13,500	6,700	18,000	9,000	18,000	9,000	42,200	21,000
	平日以外	17,600	6,700	23,500	9,000	23,500	9,000	54,900	21,000
第1楽屋		600	300	800	400	800	400	1,850	900
第2楽屋		300	300	400	400	400	400	900	900
第3楽屋		300	300	400	400	400	400	900	900
アトリウム		3,800	1,850	5,200	2,600	5,200	2,600	12,100	5,900
ギャラリー 1階		3,500	1,750	4,800	2,400	4,800	2,400	11,200	5,500
ギャラリー 2階		2,400	1,150	3,200	1,550	3,200	1,550	7,500	3,500
その他	シャワー室	1日当たり		300					

利用場所	利用単位	基本使用料	冷房暖房料
リハーサル室	1時間当たり	600	250
講座室	1時間当たり	250	200
カルチャールーム 大	1時間当たり	350	300
カルチャールーム 中	1時間当たり	250	200
カルチャールーム 小	1時間当たり	200	150
ワークルーム	1時間当たり	200	150
ステージのみ(※)	1時間当たり	1,050	400

- 「平日以外」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日のことをいいます。
- 利用時間に満たない場合であっても、利用時間の区分ごとの使用料になります。
- あらかじめ許可された時間を超えて利用した場合の超過分の使用料は、超過した利用時間の区分ごとの1時間当たりの金額に超過した利用時間を乗じて計算します。この場合、超過時間が1時間未満であっても1時間とみなして計算します。
- 営利目的で利用する場合は、基本使用料が通常の3倍になります。
(「営利」とは、映画、演劇、演奏、演芸及びこれらに類似する催しの興行のために利用する場合、又は商品の宣伝や販売目的で利用する場合をいいます。)
- 営利目的ではないが入場料を徴収する催しに利用する場合は、下記①、②のとおりです。
 - ①入場料1人当たりの最高額が2,000円以下の場合 通常の1.1倍
 - ②入場料1人当たりの最高額が2,000円を超える場合 通常の1.3倍
- 本番前の舞台準備又は本番に準じた練習のために大ホールを利用する場合は、基本使用料が通常の1/2の額になります。
- 時間単位で利用できる施設の利用時間に1時間に満たない時間があるときは、30分以内のときは1時間料金の1/2の額とし、30分を超えるときは1時間料金の額とします。
- 1回の使用料の額に10円未満の端数が生じた場合は、その端数金額は切り捨てます。

(※) 大ホールの利用がないときに、日常練習のためステージだけ（照明は作業灯のみ、音響その他舞台設備の使用・操作を伴わない）を利用する場合です。この場合、1回の利用時間が1時間未満であっても1時間とみなして計算します。

青海総合文化会館使用料

R2.4.1利用～

◆付属設備使用料

(単位:円)

設備・備品名		単位	金額	設備・備品名		単位	金額
舞 台 設 備	所作台	一式	3,150	音 響 装 置	CDデッキ	1台	500
	所作台(花道用)	一式	1,050		DATデッキ	1台	500
	机	1台	100		カセットデッキ	1台	500
	椅子	1脚	50		MDデッキ	1台	500
	白布(クリーニング代含まず。)	1枚	200		照 明 設 備	フットライト	一式
	松羽目	一式	1,050	花道フットライト		一式	500
	平台	1台	100	ローホリゾントライト		一式	1,050
	箱足	1個	50	第1ボーダーライト		一列	1,050
	開き足	1脚	50	第2ボーダーライト		一列	1,050
	人形立	1本	50	第1サスペンションライト		一式	1,050
	金屏風(びょうぶ)	1双	1,050	第2サスペンションライト		一式	1,050
	鳥ノ子屏風(びょうぶ)	1双	1,050	第3サスペンションライト		一式	1,050
	めくり台	1台	100	アッパーホリゾントライト		一式	1,050
	雪カゴ	一式	500	トーマンタルライト		一式	1,050
	上敷	1巻	200	シーリングスポットライト		一式	1,050
	緋(ひ)毛氈(せん)	1枚	100	クセノンピンスポットライト		1台	1,050
	長座布団	1枚	200	フロントサイドスポットライト		一式	1,050
	しゃ幕	1張	1,050	スポットライト		1台	200
	地がすり	1枚	1,050	フォロースポットライト		1台	500
	高座用座布団	1枚	200	エフェクトマシン	一式	1,050	
	演台	一式	300	スモークマシン	一式	1,050	
	司会者台	1台	200	楽 器 等	ピアノ(ドイツスタインウェイ)	1台	4,200
	指揮者台	1台	100		ピアノ(ヤマハC1セミコン)	1台	1,050
	譜面台	1台	50		エレクトーン	1台	500
	舞台用階段	1台	200		カラオケセット	一式	1,050
音響反射板	一式	3,150	展示用パネル		1枚	50	
パレエ用シート	1枚	1,050	カラオケDVDプレーヤー		1台	1,050	
ミラーボール	1台	1,050	ビデオデッキ		1台	500	
能舞台	一式	10,500	DVDデッキ		1台	500	
音 響 装 置	拡声装置	一式	2,100		OHP	一式	500
	ステージスピーカー	一組	500		ホール用プロジェクター	1台	1,050
	三点ぶりマイク装置(コンデンサーステ)	一式	1,050	スライドプロジェクター	一式	500	
	ダイナミックマイクロホン	1本	200	液晶ビデオプロジェクター	一式	500	
	コンデンサマイクロホン	1本	500	コンセント(1個口)	1個	100	
	ポータブルスピーカーワイヤレス	一式	300	持込 設備	照明機器	kw	200
	ワイヤレスマイク	1本	500	拡声装置機器	一式	2,600	
	マイクスタンド	1本	100				

- 1 使用料は、許可を受けた利用時間を1回とします。ただし2日以上にわたる場合は、1日を1回とします。
- 2 1回の使用料の額に10円未満の端数が生じた場合は、その端数金額は切り捨てます。
- 3 ステージ練習でピアノを利用するときは1時間単位とし、スタインウェイピアノ 1,350円、ヤマハピアノ 700円とします。この場合、利用時間が1時間未満であっても1時間とみなして計算します。
- 4 特別な設備をするために会館の電気・ガス・水道を消費するときは、その実費相当額を徴収します。
- 5 照明設備には、色フィルターは含みません。